平成２６年（フ）第５７８号
大阪府羽曳野市はびきの５丁目428番地の19
債務者　大和真由美（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５９７号
堺市南区三原台１丁３番41―210号
債務者　北尾　弘幸
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０５２号
福岡県大野城市中央１丁目１番12―401号
アルテハイム大野城
債務者　松尾　　勇
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３３号
福岡県大牟田市青葉町145番地４　出口方
債務者　今戸　健介
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第６９号
北海道白老郡白老町川沿１丁目２番６―３号
美園団地Ｔ２棟７号
債務者　山田　秀美
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１９８号
盛岡市東安庭３丁目５番６号　メイプルシンＡ―201号
債務者　道又智恵美
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２０５号
岩手県久慈市天神堂第36地割67番地３　菅原アパート８号
債務者　田中　邦彦
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２２号
群馬県利根郡みなかみ町小日向663番地26
債務者　阿部　典子
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
群馬県沼田市薄根町3602番地３　永井賃貸住宅２号棟
債務者　酒巻智恵子
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２６年（フ）第２６号
千葉県勝浦市松部1061番地１　コーポ新宅206号
債務者　坂井利代子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第４８号
千葉県いすみ市小池459番地１　ひかりハウス７番館　竹
債務者　亀井　勇吾
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
千葉県茂原市大芝310番地７　コーポ・タツミ101号
債務者　梅田　和代
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第２号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字中屋敷93番地１棟101号
債務者　戸鳴　俊一
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字中屋敷93番地１棟101号
債務者　戸鳴　和枝（旧姓梅田）
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１８３号
愛知県岩倉市大地町蕎麦田18番地
債務者　加藤みち子
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１１０号
香川県さぬき市寒川町石田西363番地８
債務者　鎌倉　岩子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０３４号
福岡市博多区東比恵３丁目13番49―505号
債務者　副田　節子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部